

施設等利用給付認定の申請について

【1】施設等利用給付認定とは

幼児教育・保育の無償化が始まることにより、認定こども園の預かり保育（保育を必要とする場合に該当）等を利用において無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受けることが必要です。

認定には、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。認定期間は、教育・保育を必要とする事由により異なります。

	認定区分	対象となる子ども		利用施設（事業）
施設等利用給付に係る認定	1号認定	満3歳以上	教育のみを必要とする場合	・従来型の幼稚園(未移行幼稚園)等
	2号認定	「年齢」(※1)が3歳から5歳の子ども	教育・保育給付認定1号認定の方(※2)で保育を必要とする場合(※3)(預かり保育事業等を利用している)	・認定こども園、新制度移行幼稚園で実施する預かり事業 ・従来型の幼稚園(未移行幼稚園)
	3号認定	「年齢」(※1)が0歳から2歳の子ども ※ただし、保護者及び同一世帯に属する全員が市町村民税非課税者である場合のみが対象		・認可外保育施設 ・一時預かり事業

(※1) 「年齢」とは、対象年度における4月1日時点での年齢を指します。

(※2) 「教育・保育給付認定」とは、認可保育園、認定こども園、新制度移行幼稚園等を利用する際に受ける認定です。

(※3) 保育を必要とする内容については、裏面に記載しております。

【2】施設等利用給付認定の対象者

次に当てはまる方は、施設等利用給付認定の対象となるため、認定の申請が必要です。

(1) 認定こども園、新制度移行幼稚園を「教育・保育給付認定の1号認定」で通園し、かつ、「保育を必要とする事由」に該当し、預かり保育事業を利用する方

※以下の方は対象となりませんので、ご注意ください。

(1) 新制度移行幼稚園、認定こども園の1号(教育部分)を利用する(「保育を必要とする事由」に該当しない・預かり保育事業等を利用しない)方

(2) 認定こども園を「教育・保育給付認定の2号(3号)認定」で利用する方

(3) 子どもの「年齢」が0歳から2歳で、市町村民税が課税されている方

【3】 保育を必要とする場合の事由、認定有効期間と必要書類

施設等利用給付の2号（3号）で認定を受けるには、「保育の必要性がある」と認定される必要があります。保育を必要とする事由ごとに、認定有効期間が定められています。

保育を必要とする事由	認定有効期間	認定時に必要な書類
就労されている方(予定を含む)	就労している期間	就労(内定) 証明書
自営・内職の場合		就労(内定) 証明書(確定申告書や開業届の控えなど)
出産前後の方	妊娠中及び出産日から8週間を経過する日の翌日の属する月の末日までの期間	母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)
保護者が病気の方	事由が生じている期間	病気・看護等証明書、診断書若しくは身体障害者手帳等
保護者が介護・看護している方		病気・看護等証明書(地区民生・児童委員の確認の証明)、診断書若しくは身体障害者手帳等
保護者が常時育児監護している方	対象児童が満3歳になるまで	病気・看護等証明書(地区民生・児童委員の確認の証明)
保護者が求職中の方	認定開始月から3か月間	就労予定申立書、ハローワークカード又は不採用通知書等の写し
保護者が学校に在学中の方	就学している期間	在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)
保護者が育児休業の方	休業している期間	就労(内定) 証明書 (育児休業期間等の証明)

【4】 認定変更申請について

申請後、「保育を必要とする事由」に変更が生じた場合は、認定の変更を希望する月の前月2週間前までに「施設等利用給付認定変更申請書」と変更後の「保育を必要とする事由」を証明する書類（「就労（内定） 証明書」等）を通園している園へ提出し、認定の変更申請の手続きを行う必要があります。

【5】 提出先及び提出期日

提出先：対象児童が通園する教育・保育施設

提出期日：利用希望月の3週間前まで

【6】 問合せ先

上富良野町旭町2丁目1番26号 こどもセンター内

保健福祉課子育て支援班

電話 45-6501